

～平成29年度税制改正⑨～

平成29年度税制改正内容について概説する。当Noは平成29年度税制改正のうち、事業法人に係る主な項目の概要⑨で前回の続き(その他の租税特別措置法の改正:廃止・縮減等)について記載する。

(ポイント)

- 租税特別措置法の改正(法人税関連)は多岐に渡る
- 新設、拡充、廃止等があり、今回は廃止・縮減の項目を掲げる、前回の続き

1.租税特別措置法の改正(廃止・縮減)

前回のその他の租税特別措置法の改正:廃止・縮減等からの続きを記載する。

項目	取扱い(適用期限等)
(9)新事業開拓事業者投資損失準備金制度	次の見直しの上、適用期限を平成30年3月31日まで1年延長 ①特定新事業開拓投資事業計画についての認定に係る投資事業有限責任組合の要件について、次の措置を講じる イ. その出資規模要件を10億円以上(現行:おおむね20億円以上)に引き下げ ロ. その総投資額の50%以上が地方(東京都以外)を所在地とする新事業開拓事業者に対するものであって、そのうち50%以上が事業拡張期の地方を所在地とする新事業開拓事業者に対するものであることとする要件を追加 ハ. その無限責任組合員が、地方で活動する新事業開拓事業者に対する投資実績並びに地方で活動する投資先企業に対して経営又は技術の指導等(ハンズオン支援)をおこなうために必要な知識及び経験を有していることとする要件等を追加 ②準備金積立率を50%(現行:80%)に引き下げ
(10)特定事業再編投資損失準備金制度	適用期限の平成29年3月31日到来をもって廃止
(11)特定船舶に係る特別修繕準備金制度	対象船舶から、対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)の適用を受ける法人が所有する日本船舶及びその法人の子会社が所有する外国船舶を除外
(12)公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例	割増率を10%(現行:12%)に引き下げ 適用期限を平成31年3月31日まで2年延長

(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

～平成29年度税制改正⑨～

(つづき)

項目	取扱い(縮減内容)
法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置	中小企業向けの各租税特別措置について、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える事業年度適用を停止

【中小法人向けの税制(主なもの)】

以下の事項の取扱いは、平成31年4月1日以後に開始する事業年度より適用される。

法人税法	1.	軽減税率
	2.	貸倒引当金
	3.	欠損金関係
	4.	留保金課税
租税特別措置法	上乗せ措置	1. 研究開発税制 2. 所得拡大税制
	中小限定措置	3. 軽減税率
		4. 中小企業投資促進税制
		5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
		6. 少額減価償却資産の特例



見直しの対象は、租税特別措置の範囲内のみ

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(来年からの源泉徴収等の対応:配偶者控除等)

給与所得者の配偶者控除又は配偶者特別控除適用の平成30年分以後の給与所得者の扶養控除等申告書等においては、月々の源泉徴収対象の「源泉控除対象配偶者」以外の一定の場合は、「年末調整」において配偶者控除又は配偶者特別控除の適用とされる。平成30年1月以降最初の給与等支払日の前日までに給与等支払者へ提出する「平成30年分給与所得者の扶養控除等申告書」は従来、主たる給与から控除を受ける「A控除対象配偶者」欄は「A源泉控除対象配偶者」に変更される。給与所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等除く)で合計所得金額が38万円以下の「同一生計配偶者」が障害者の場合は、扶養親族等数に1人加えるため、主たる給与から控除を受ける「C障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生」の障害者欄は従来の「控除対象配偶者」から「同一生計配偶者」に変更され、前述の源泉控除対象配偶者と同一生計配偶者の定義が注意書で記載される



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。